

令和元年度 第2回明石市文化財保護審議会 会議要旨

日 時	令和2年1月17日（金）午後1時～3時20分
場 所	市立文化博物館2階大会議室
出席者	明石市文化財審議会 委員 4名（うち会長1名、副会長1名） 事務局 4名（明石市文化・スポーツ室） 傍聴者 1名
配布物	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度第2回文化財保護審議会次第 ・明石市文化財保存活用地域計画の素案について ・明石指定文化財指定候補物件について ・文化財保存活用の懸案事項について

1. 開 会

2. 議 事

(1) 明石市文化財保存活用地域計画の素案について・・・資料P1～58

事務局より、明石市文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）の素案について資料のとおり説明した。

<主な意見等>

- ・文化財について、継承・保存を行いながらも活用していくための取組と理解されるが、そもそもどうして計画を作ることにしたのか。
⇒文化財は適切に保存され、継承していかなければならないものである。現状は、指定等文化財については継承・保存の費用が措置されるが、それら以外については措置されない。今後、未指定も含めて文化財について、観光やまちづくりにも活かしつつ、地域総がかりで継承・保存していくための計画を作ろうとするものである。（事務局）
- ・明石は海峡のまちであり、その特色の漁業に関しては素案に記載されている。一方で、明石は、出買船や活魚運搬など、海の物流に係わる拠点として重要な役割を連綿と担ってきたといえる。そのような役割のこと、さらには、活魚運搬に係わる市民の熱心な活動などについても、素案の中に盛り込むべきだと思う。
⇒明石で獲れた鮮魚は、明石海峡を越えて大阪まで生船で運搬していた。近代では、産業文化の中で発動機が発達してきた。そのような海の物流としての役割のことを素案に盛り込んでいきたい。（事務局）
- ・素案の中では、明石の歴史がよくまとめられている。小中学生に明石の歴史を学んで誇りを持ってもらうために、小中学生にもわかるようにした上で、冊子にして配布してもらいたい。
- ・小学生に読んでもらうには、漫画にするなどの工夫が必要かもしれない。
⇒明石市制100周年記念事業の一環として、明石の歴史を漫画にして市内の小学校に配布したところである。（事務局）
- ・冊子を学校に配るだけでは意味がない。先生方が冊子等により勉強して、授業に取り入れてもらうような仕組みを作る必要がある。
⇒子供達が文化財の保存・活用の担い手となっていくことは重要なことであり、そのためには、授業の中に取り入れることなどの貴重な意見をいただきありがたいことである。これらの意見を参考にさせていただいて、今後、地域計画素案の第4章以降で施策として盛り込んでいきたい。地域計画の中で施策

として位置付ければ、国の補助金が付いてくることも可能となり、予算化しやすくなる。(事務局)

- ・文化財の保存と活用は相反するものであることを頭において地域計画を作成してもらいたい。

(2) 明石市指定文化財指定候補物件について・・・資料 P.59～61

事務局より、明石市指定文化財の指定候補物件について資料のとおり説明した。

① 徳川家康感状等横河家伝来資料

<主な意見等>

- ・4点は市指定文化財に指定し、他の横河家関連資料については整理後に一括して指定文化財として指定する事が望ましい。そうすることで、文化財資料の散逸を防ぐ手立てにもなる。
- ・「大坂冬の陣で用いた槍先」は本物として断定していいものか。頭に「伝」を付して、あくまで伝わっているものとして表現した方が無難である。異議があっても「伝」を付しているとして対応が出来る。
- ・今回は「伝」を付して、指定文化財としての措置を取る方が良い。その後、調査を行い調べていくという事でよいのではないか。
- ・槍の専門家に鑑定して頂くのがいいのではないか。
⇒専門家の鑑定を仰ぎたい。(事務局)

② 冷泉為理柿本社奉納和歌

<主な意見等>

- ・柿本神社に他にも指定候補物件があれば、1点よりもまとめて指定文化財に指定してはどうか。
⇒問い合わせをしたところ、柿本社の宝物として1点あるが、神前で祭られているので、神社としては指定を受ける意思はないということである。

[審議結果]

- ・徳川家康感状等横河家伝来資料及び冷泉為理柿本社奉納和歌の明石市指定文化財指定候補物件については、指定する方向で進めることを確認した。

(3)文化財保存活用の懸案事項について・・・資料 P.62～66

事務局より、文化財保存活用の懸案事項について資料のとおり説明した。

① 旧波門崎燈籠堂の取り扱いについて

<主な意見等>

- ・旧波門崎燈籠堂の裾部と階段は、どのような部材で出来ているのか。
⇒裾部は花崗岩製で、階段は高砂の竜山石製である。(事務局)
- ・コンクリートに改築されたのは、どの箇所であるか。
⇒1953(昭和28)年に燈籠部を木製から大改修したものである。(事務局)
- ・コンクリート造りにしてから、修理は行っていないのか。
⇒昭和28年以降は、修理は行っていない。(事務局)
- ・それより以前には、旧波門崎燈籠堂は改修されたのか。
⇒それ以前の改修の履歴は、不明である。昭和初期の絵葉書を見ると石積みは今のみままであるが、燈籠部は木製で、屋根部については銅板葺きであることが分かる。
- ・改修は出来るだけ、元の形状に復元したらどうであろうか。
⇒絵葉書の写真から、燈籠部をコンクリート製から木製にして、出来る限り当

時の伝統的な姿に復元しようとするものである。(事務局)

- ・ 燈籠部を木製にすると、メンテナンスなどはどうなるのか。
⇒定期的にメンテナンス等、維持管理が必要である。潮風などを受け、風雨や塩害などの被害は想定される。
- ・ このまま、コンクリート造りにしたらどうか。
⇒コンクリート造りにしても、今後は補修の必要が出てくる。昭和 28 年の改修時にコンクリートにしても、現在は表面が剥がれて鉄筋がむき出しになり、老朽化が著しい。今後、その点も踏まえて十分な検討をしていきたい。(事務局)
- ・ P.65 に記載の旧波門崎燈籠堂の整備内容は、どの程度計画しているのか。
⇒現段階では素案であり、設計図面が出来上がったら、改めて説明したい。(事務局)

② 船上城跡の取り扱いについて

<主な意見等>

- ・ この土地は、個人所有なのか、あるいは複数の所有者がいるのか。
⇒個人所有であるが、周囲の土地は、同じ方のものであれば別の方のものもある。文化財として取り扱うのであれば、移設を含めて考えているとの事である。(事務局)
- ・ 船上城跡の城壁は残っているのか。
⇒民間の開発がかかれば調査を行って分かるのであるが、発掘をしないと残っているかは分からない。石垣があったであろう事は、地表面周辺に石材が点在している事からも想定は出来る。(事務局)
- ・ 本丸の箇所を文化財として、指定は考えているのか。
⇒現段階では、どれだけ当時の遺構が残っているのか不明な点もあり、指定は考えていない。(事務局)
- ・ 所有者の希望や土地の意義付けは、どうなっているのか。
⇒所有者の方は、文化財としての重要性を意識はされている。所有者自身が木を伐採されておられ、また自らの土地に来られることによってご近所の方に迷惑をかけたくないとの事である。なお、文化財に指定すると規制がかかるので躊躇している。(事務局)
- ・ 市は土地の買収は考えているのか。見学をするとなると、船上城跡までの道はないので船上城跡までの里道を明石市が買い上げて、本丸を明石市が所有するというのはどうだろうか。
⇒そこまでは、現段階では考えていない。このテーマは地域計画の未指定の文化財の保存・活用の例として説明したものである。今後の課題として、ご承知願いたい。(事務局)

4 その他

特になし

5 閉会

以上